

## **[事案 27-126] 配当金支払請求**

・平成 28 年 3 月 31 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時に、募集人から提示のあった設計書の記載が契約内容になっていることを理由に、設計書記載の年金年額および年金配当の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 58 年 4 月に契約した終身保険について、以下の理由により、設計書記載の年金年額および年金配当を支払ってほしい。

- (1) 募集人より、年金を受け取れる保険として勧められたが、勧誘に使用された設計書の募集人の手書き部分の内容や募集人の説明から、設計書に記載された年金年額および年金配当が支払われると理解して加入した。
- (2) 設計書の記載が契約の内容になっている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の内容は確定額の年金を支払う内容ではない。
- (2) 設計書記載の年金年額は、保障設計書作成時の配当実績を前提として作成されており、合理的な数値にもとづくものである。
- (3) 年金年額は配当金を原資とするものであり、契約当初から確定しているものではない。このことは、設計書および保険証券等に記載されており、申立人が知らないとは考えられない。
- (4) 配当金が確定しているものではないことは、配当金の字義・ご契約のしおり等からも明らかである。
- (5) 募集人は申立人に対し、年金の原資が配当金であることを説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の設計書の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書記載の額を確定額として支払うことを内容とする契約は成立しているとはいえないことから、設計書記載の年金額および年金配当の支払いを認めることはできない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解による解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 勧誘に使用された設計書には、本契約の内容を説明するために募集人が手書きした部分が多くあり、その中には、明らかに誤っていると認められる箇所がある他に、手書きされたことによって、設計書に記載された数値を前提にしたものであっても、確定した数値であるとの誤解を招く紛らわしい記載になっている。
- (2) 設計書の注意文言について、その内容に配慮した説明をしたとは認められず、むしろ、申

立人の誤解を招く対応をしていたことが認められることから、募集人による説明は不十分であったといえ、説明義務違反に該当する余地があると考えられる。